

仕 様 書

- 1 件名
研究用情報処理機器（2018サウンドデザイン研究室D）賃貸借
- 2 設置場所
公立大学法人広島市立大学
広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
- 3 導入機器等
別紙機器仕様書のとおり（参考機器等は別紙機器一覧のとおり）。
- 4 機器等の設置
機器等の設置は、乙において行い、その内容は搬入、組立て、設置、調整及び各ソフトウェアのインストール、並びにシステム上での動作確認までとし、設置後、広島市立大学の教員又は事務局職員の検査を受けること。
- 5 保守業務
 - (1) 保守業務を行うに当たっては、機器等の運用等に支障のない方法で行うこと。
 - (2) 本機器等に発生した障害は速やかに復旧されなければならない、また、大きな障害が発生しないように、日常の予防的保守が行われなければならない。
ワークステーション等については、設置場所にて迅速に修正を行う。設置場所での修復が困難な場合には、代替機を設置する等により、機器等の運用等に影響しないように配慮すること。
 - (3) 機器等それぞれに広島地区に保守拠点をもち、原則2時間以内に対応すること。
 - (4) 故障対応の際には、広島市立大学の教員又は事務局職員と協議を行い、修理までの日数等について明確にすること。
 - (5) パッチプログラム等の情報提供を、情報発生の都度行うこと。
 - (6) その他の詳細については、機器仕様書のとおり。
- 6 マニュアル
 - (1) 本機器等の有する全ての機能について整備されたマニュアルを提供し、導入時に必要な数を提供すること。
 - (2) 契約期間中にマニュアル等に変更やバージョンアップがあった場合には、これに速やかに対応すること。
- 7 電気工事
 - (1) 各機器からモジュラコンセント間の配線、機器は全て本契約とする。
 - (2) 電源についても、各機器からコンセントまでの配線は、本契約とする。
 - (3) 必要ならば専用のOAテーブルタップを本契約で用意し、周辺機器への電源供給を行う。
- 8 その他特記事項
 - (1) 広島市立大学は、マイクロソフト製品についての包括契約を締結しているため、マイクロソフト社製Windows及びOffice等の実際の導入等に当たっては、導入するソフトウェアのバージョン等を広島市立大学担当者と打ち合わせの上、導入すること。
 - (2) 機器の撤去の際はサーバやその他重要なデータを扱うものについて、情報の漏えい防止のため、データ消去など必要な措置を講じること。